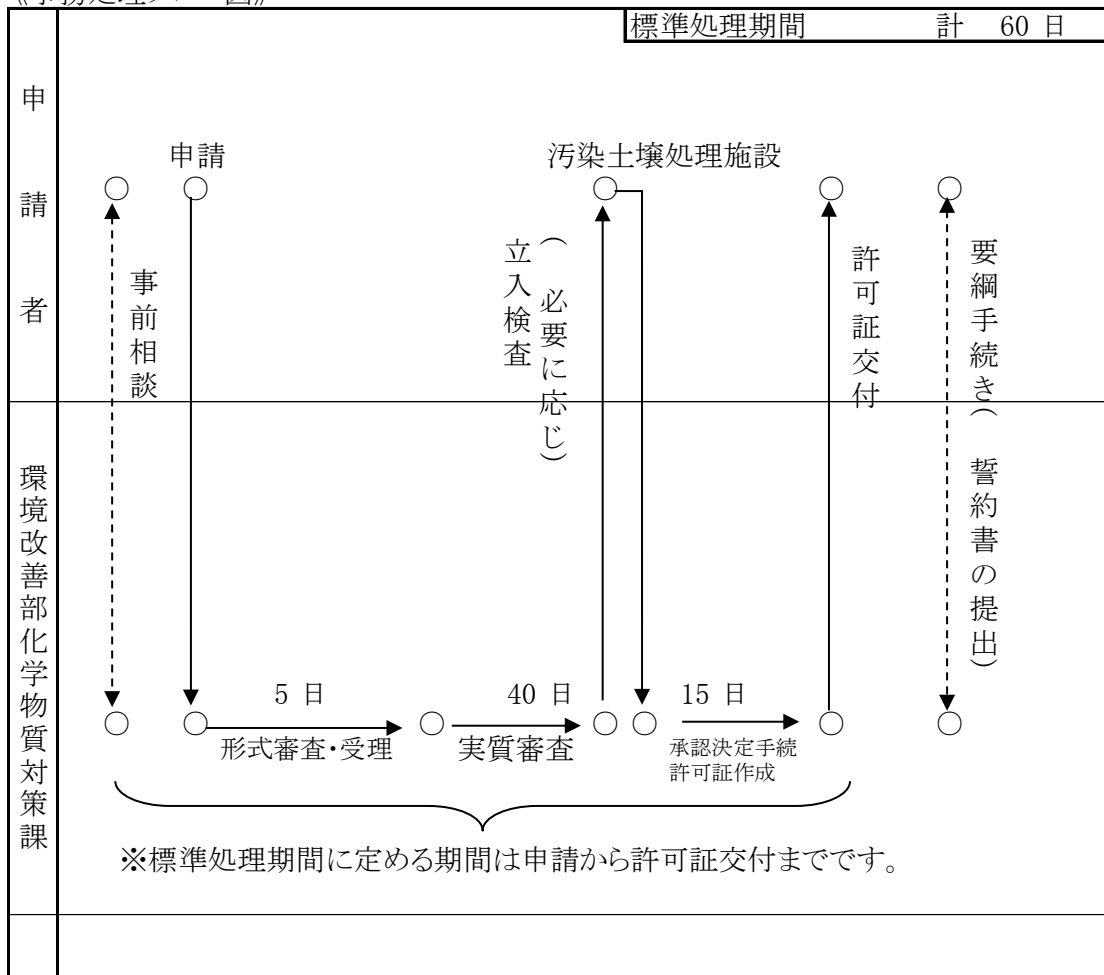


事務処理フロー図

事務名 汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42-3

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説
1	事前相談	申請にあたって事前にご相談に
2	形式審査・受理	申請書の記載漏れなどを審査しす。
3	実質審査	申請書の内容について、承認し許可基準(省令第4条)に適合す格要件該当の有無について審査
4	立入検査	必要に応じ、汚染土壌処理施設適合しているか、現地での立入検査す。
5	承認決定手続	審査の結果、汚染土壌処理施設能力が処理業を的確に、かつ、十分なものとして許可基準に適合要件に該当しないときは、許可をを交付します。
6	要綱手続き	「東京都汚染土壌処理施設の届慮の手続に関する要綱」に基づかないます。
備考	申請内容によっては、承認に必要な条件を付す。当手続きとは別に、汚染土壌処理業に係る変更申請である場合は、別途当該事務処理期間が必要と	

)

377

明
応じます。
た後、受理しま
ようとする事項が るか、また、欠 呈します。
が、許可基準に 査を行いま
及び申請者の 継続して行うに しており、欠格 決定し、許可証
辺環境への配 き、手続きを行
ことがあります。 許可申請が必要 なります。